

内閣府
○法務省令第 号
財務省

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四条第二項第七号、第十条第一項、第十八条第一項、第二十五条第三項、第二十七条第三項、第二十九条第三項及び第三十一条第三項の規定に基づき、特別振替機関の監督に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年 月 日

内閣総理大臣 菅 義偉

法務大臣 上川 陽子

財務大臣 麻生 太郎

特別振替機関の監督に関する命令の一部を改正する命令

内閣府
特別振替機関の監督に関する命令（平成十四年法務省令第一号）の一部を次のように改正する。
財務省

第二条第三項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 取締役及び監査役の旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を当該取締役及び監査役の氏名に併せて法第四条第一項の指定申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該取締役及び監査役の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

第二条第三項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 会計参与の旧氏及び名を当該会計参与の氏名に併せて法第四条第一項の指定申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該会計参与の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

第八条第二項第十号の次に次の一号を加える。

十の二 受託者の取締役及び監査役の旧氏及び名を当該取締役及び監査役の氏名に併せて第九号に掲げる書類に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該取締役及び監査役の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

第八条第二項第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二 受託者の会計参与の旧氏及び名を当該会計参与の氏名に併せて前号に掲げる書類に記載した場合において、同号に掲げる書類が当該会計参与の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

第十七条第二項第二号中ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 取締役、執行役又は監査役の旧氏及び名を当該取締役、執行役又は監査役の氏名に併せて前項第一号に掲げる事項を記載した書面に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該取締役、執行役又は監査役の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

第十七条第二項第三号に次のように加える。

ハ 会計参与の旧氏及び名を当該会計参与の氏名に併せて前項第一号に掲げる事項を記載した書面に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該会計参与の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

第二十条第二項第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 特定合併後の振替機関の取締役及び監査役の旧氏及び名を当該取締役及び監査役の氏名に併せ

て合併認可申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該取締役及び監査役の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

第二十条第二項第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二 特定合併後の振替機関の会計参与の旧氏及び名を当該会計参与の氏名に併せて合併認可申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該会計参与の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

第二十一条第二項第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 設立会社の取締役及び監査役の旧氏及び名を当該取締役及び監査役の氏名に併せて新設分割認可申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該取締役及び監査役の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

第二十一条第二項第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二 設立会社の会計参与の旧氏及び名を当該会計参与の氏名に併せて新設分割認可申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該会計参与の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏

及び名を証する書面

第二十二條第二項第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 承継会社の取締役及び監査役の旧氏及び名を当該取締役及び監査役の氏名に併せて吸収分割認可申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該取締役及び監査役の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

第二十二條第二項第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二 承継会社の会計参与の旧氏及び名を当該会計参与の氏名に併せて吸収分割認可申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該会計参与の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

第二十三條第二項第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 譲受会社の取締役及び監査役の旧氏及び名を当該取締役及び監査役の氏名に併せて事業譲渡認可申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該取締役及び監査役の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

第二十三条第二項第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二 譲受会社の会計参与の旧氏及び名を当該会計参与の氏名に併せて事業譲渡認可申請書に記載した場
合において、前号に掲げる書類が当該会計参与の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏
及び名を証する書面

第四十三条中「第十五号」を「第十五号の二」に改める。

附 則

この命令は、公布の日から施行する。